

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人柿木村福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年8月21日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員、理事及び監事の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>については、評議員、理事及び監事の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により準用される第40条第1項、審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>事前に「誓約書」を役員(理事、評議員、監事)に配布記入してもらい、理事・監事については評議員会において確認承認をいただきます。評議員については、評議員選任・解任委員会において確認承認をいただきます。</p>
2	<p>監事が平成29年3月22日開催の評議員会及び理事会で選任されていたが、監事の任期は定時評議員会までとなっているにもかかわらず、定時評議員会で選任されず、そのまま監事として就任していた。また、業務執行理事の選定について、定時評議員会での承認となっており、理事会の決議によって選定されていなかった。</p> <p>については、定款第19条第1項の規定により、監事は評議員会の決議によって選任し、同条第2項の規定により、業務執行理事は理事会の決議によって理事の中から選定すること。</p> <p>(法第43条第1項、定款第19条)</p>	<p>臨時評議員会を開催し監事の追認を行います。</p> <p>業務執行(7月、8月、9月期)理事会を開催し業務執行理事の追認を行います。</p>
3	<p>理事会において評議員会の日時、場所、評議員会の目的である事項等が決議されていなかった。</p> <p>については、評議員会の日時、場所、評議員会の目的等を理事会で決議の上、評議員会の日の1週間前までに各評議員に対して、招集を通知すること。</p> <p>(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第181条及び第182条、規則第2条の12)</p>	<p>今後は理事会において評議員会の日時、場所、評議員会の目的を明確にして決議を行います。</p>

4	<p>役員の報酬規程が、平成 29 年 4 月 1 日から施行と遡って適用する規程となっていたが、(定時)評議員会の決議の日から有効となるものである。</p> <p>また、同規程には規則第 2 条の 42 に規定する勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項が定められていなかった。</p> <p>ついては、必要な事項を定め、定時評議員会の決議の日以降の適用とするよう評議員会の承認を得て改正すること。</p> <p>(法第 45 条の 35 第 2 項、定款第 10 条、規則第 2 条の 42)</p>	<p>現行の役員報酬規程を勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を取り入れましたので理事会決議、評議員会の承認を得て改正いたします。</p>
---	--	---